Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-24

香寺町史『村の歴史』通史編 : 地域住民と研究者との協働の視点から（時評・書評・展示評）

印藤, 昭一

(Citation)
Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報,4:111-121

(Issue Date)
2012-08

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81004260

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81004260

時評・書評・展示評

Current Topics & Reviews

香寺町史『村の歴史』通史編
――地域住民と研究者との協働の視点から――

印藤　昭一

はじめに

『香寺町史』（以下、「町史」）編さん事業については、地域住民自身の手で成し遂げられた『村の記憶』の刊行により、近年における自治体史編さんにおける一つのモデルとして、つとに知られている[1]。同じ兵庫県下の「同業」である筆者自身も、二〇一一年十月に開催された「『香寺町史』完成記念シンポジュウム」において、（旧）町民のみなさんに「日本一の町史をつくりあげた地域住民としての誇りを持ち、その理念を継承してほしい」旨の激励を述べさせていただいたところである。

その町史編さん事業の後半の成果物である『村の歴史』通史編は、専門的な研究者を軸にして編さんされた、一見するとオーソドックスな内容の町史である。しかしながら『村の歴史』は、後述する通り町史刊行計画の中で、『村の記憶』とならぶ「二本の柱」（同書通史編「あとがき」）として、当初より明確な理念と役割分担のもとに位置づけられていた。そこで本稿では、一連の町史編さん事業の最後の成果物である『村の歴史』通史編（以下、通史編）の検討を通じて、自治体史編さんをめぐる地域住民と研究者をめぐる諸関係についての所感を述べる。



香寺町史編集委員会・香寺町史編集室編
『香寺町史　村の歴史　通史編』

姫路市
2011年8月発行
B5判　770頁
税込4,000円

一　町史編さん事業と通史編

（一）解町を経験した町史編さん事業

町史編さん事業の理念・概要や経過については、香寺町史編集室年報『ふるさと香寺』および同誌を継承した年報『香寺町の歴史』（以下、「年報」）、あるいは町史各巻において逐次報告がなされており、それ自体が貴重な記録である。これらをもとに必要の範囲内で事業の概要を紹介しておく。

『香寺町史』は実質的な町制施行五十周年記念事業として、当初計画では平成十年度から同二十一年度までの十二ヵ年事業、「通史編・資料編・別編の全四巻」構成[2]として編さんが開始された。結果的には『村の記憶』地域編と同資料編（共に二〇〇五年三月刊行＝奥付による。以下同じ）、『村の歴史』通史資料編（二〇〇九年三月）、同通史編（二〇一一年八月）の順で全四巻が刊行された。この間、神崎郡香寺町は『村の記憶』が完結した二〇〇四年度に町制施行五十周年を迎えた後、二〇〇六年三月二十七日付けで姫路市に編入されて解町している。

『村の歴史』の執筆を分担する編集委員（会）の発足は、解町後の同年九月のことである。その後、同書の通史資料編の刊行を経て、最終刊となる通史編の出稿は二〇〇九年七月から開始されたものの、二〇一〇年三月末日で町史編集室は閉室となり、刊行は閉室から五ヵ月を経た同年八月末日付けという異例の経過をたどっている[3]。

このように『村の歴史』は実態として合併・解町後に編さんが開始されており、合併に際しての引き継ぎ事業であった[4]とはいうものの、受入側である姫路市当局にとっては、実質的に新規事業に等しい状況にあったと言えよう。このような編さん事業の引き継ぎが、『村の歴史』特に最終巻である通史編の編さん・刊行について、編集委員長大山喬平氏をして「関係者の思惑違い」あるいは「異例づくめの悪条件」（同書「はじめに」）と表現せしめる混乱の遠因となったのかもしれない。

合併を経た地方自治体にとっては、旧自治体の枠組みをこえた地域あるいは住民間の統合・融和は、一般的に行政運営上最も重視される課題の一つであろう。その中で、事実として固有の歴史とつながりとを育んできたにも関わらず、合併

により消滅させられることになった旧自治体、あるいはその区域でのつながり、そしてそこでの「歴史」を、新たな自治体はどのように扱うべきなのであろうか。自治体合併に関わる修史事業については、存続する側の自治体史のあり方（本事例の場合は編さん途上の『姫路市史』における新規編入地域の取り扱いなど）をも含めて、本来なら行政側当事者間の意識面での共通理解が必要だったのであろう。

（二）町史編さんにおける地域住民と研究者

前節でみたような経緯を経て『香寺町史』は、香寺町として編さんされた『村の記憶』と、姫路市として刊行された『村の歴史』という、それぞれ叙述編と資料編からなる実質的に二種類の書籍から構成されることになった。この様なあり方が意図された結果かどうかはともかく、複合的な書名のあり方や、巻数が付されていないこともあいまって、相互に関連もしくは補完し合う町史という本来一体の刊行物でありながら、そのことが、（例えば図書館の目録上でみる）書名構成の上からは読み取りにくくなってしまったきらいはあろう。

それはともかく編さん過程での若干の変更はあったものの、先に引用した「基本計画」には「通史編は自然・考古～現代を対象とし、特に近世・近現代を中心とする。編集専門委員が担当する。（中略）地域編は各集落（大字）の歴史・民俗・文化財等のまとめと史料を収録する。編集協力者が主として担当する。」とある。この内、前者については「史料をもとに研究者が叙述した通史編」という文面（通史編あとがき）もみられることから、編集専門委員＝研究者と位置づけられていたことがわかる。この様に『村の歴史』と『村の記憶』は町史のなかで体系的に位置づけられ、かつそれぞれを担当する、編集専門委員としての専門的な研究者と、編集協力者と位置づけられた地域住民の代表者との間の、役割の分担が当初より明確化されていたのである。

このうち『村の歴史』の編さんに際しては、編集専門委員と町史研究会員との意見交換会が開かれている。そこでは（前近代の）「香寺町の様子ができるだけわかるように」あるいは「村内の事が地方、中央レベルとの関連はどうなのか」といった「村の歴史」編さんにむけた、要望の聴取がおこなわれている（年報第二号）。このことは「町民は単に読み手としてあるのではなく、広く町民が参加する町史づくりをすすめ町民の要望に応えられる町史とする。」という「町史刊行計画」に掲げられた基本方針（年報創刊号）が、研究者の「担当」

内容に対しても貫かれたことを示している。つまりこの町史編さん事業は、様々な面において研究者への一任ではなかったのである。

二　『村の記憶』から『村の歴史』へ

（一）叙述の重複から

先行した『村の記憶』と続く『村の歴史』との間には分担があるとは言え、同一地域の歴史に関する叙述であるから、前者の地域編（以下、「地域編」）と後者の通史編（以下、一括して「両書」）には重複して叙述された事項も散見される。その中から三件を事例として、叙述内容の比較を行いながら地域住民と研究者との役割分担について考えたい。

まず中世の恒屋城に関する叙述である。地域編では「山手の村」の「歴史と史跡」の章に「恒屋古城址考」として立項されている。そこで触れられているのは所在地、文書・記録にみえる名称や年代、城址の縄張り、城主と位置づけられる恒屋氏のあゆみと系譜、『兵庫県史』第三巻からの引用による城址出土品の紹介などである。一方の通史編では「武士の動向」の中の「戦国の争乱と在地領主」という項の中で「恒屋城主恒屋氏」を立項し、恒屋氏の系譜や動向について、史料に基づく考証を加えている。

両書を比較するならば、地域編は編さんものや書籍からの引用に基づく叙述が主体をなし、通史編では同時代資料を軸にしつつ編さんものも資料として援用しながら考証が展開されている。その結果、恒屋氏の系譜に関する叙述内容には一部齟齬もみられる[5]。

古代・中世といった古い時代の叙述については、地域住民の「記憶」が及びがたく、また典拠資料の収集・利用に際しても、求められる「専門性」の敷居が一般に高いと考えられる。その意味で、古い時代こそが本来的には「史料をもとに研究者が叙述」（通史編あとがき）を担当するメリットが大きい分野であったと言えるのではなかろうか。その意味では、地域編での恒屋城の項においては、城址の現況や伝承、現地案内といった地域住民ならではの叙述により比重を置いた方が、分担の特長をより伸ばせたのではないかと考える。

次に近世に属する事例として、「寛延の一揆」を取り上げる。地域編では「台地の村」の「歴史と史跡」において「寛延の一揆と田野村」として立項され、通史編では「村を越えた支

配と民衆の動き」において「大庄屋制の展開と寛延一揆」と題して叙述されている。なお「寛延の一揆」はそれぞれの資料編にも別個の資料が掲載されており、『村の歴史』の通史資料編では『村の記憶』の資料編（に分載された資料）への参照を付している。

この事例の場合は、両書ともに基本的に原史料に基づいた叙述がなされている。それだけに一揆のあらましの叙述は両書で重複しており、かつ典拠資料をそれぞれの史料編に掲載したことから、通史編で参照を付したとは言え、どうしても関係資料を通覧する上での不便が生じている。

「寛延の一揆」は両書に述べられている通り、文字通り姫路藩領一揆である。その様に事件を位置づけた場合に、当時の大庄屋の在所、そしてその関連で庄屋も甚大な打ちこわしを被った村とは言え、地域編において田野地区に関する叙述と位置づけられたのは、事件の「村を越えた支配と民衆の動き」（通史編）という本質からはやや疑問が残る。

一方、通史編での叙述では「村を越えた支配」における「村」が（香寺町域の）個別の近世村ととらえられているきらいがある。その結果、姫路藩領における大庄屋支配のあり方やその意義、領内民衆間での情報伝達・連帯のあり方等、広域的な動向やつながりに対する説明が弱いように思える。地域住民の視点からは「地区の歴史を探る上では（中略）かかわりを除外しては語れない。（中略）代々神西郡田野村の庄屋あるいは大庄屋として地域の指導者」（地域編四七七頁）と評される庄屋清瀬家（それ故にこの一揆は田野地区にかかる項目として立項されている）が、なぜ当時の民衆からは「二度までも攻撃を受けた」（同四八〇頁）のかという点について、通史編では研究者の立場からの丹念な説明が必要であったのではないかと思う。

関連して資料編相互での分担について言及しておく。通常自治体史の資料編において特に近世以降の時代については、一般的に掲載候補となる資料の点数が十分に見込めることもあって、基本的には地元所在の史料を軸にして掲載資料の選択が進められる。しかしながら、広域性をもつ「寛延の一揆」のような事例では、むしろ通史資料編では姫路藩領という視点から、一揆をテーマに他地域と町域との関わりを示す資料を収録した方が、より主題に適合したのではないかと考える。この点は上述した、資料の収集をめぐる「専門性」の観点からも、研究者として果たすべき役割であったと考える。両書での叙述内容の分担についての調整（考え方の整理）が事前

によりはかられていれば、両書があいまって更に広がりのある叙述になったのではないかとも思われる。

近・現代史については、両書での叙述における重複は限定され、純粋な事実関係に類する事柄の引用のみと言っても過言ではない。これは通史編の叙述においては「近現代という時代は、地域社会も国の行政の影響を強く受ける。そのため、本章では日本全体の動向を俯瞰する記述が多くなったが、そうした中でも、香寺町域が抱えていた独自の問題が浮き彫りになるよう、執筆にあたって充分留意した」（三八二頁）という明確な執筆方針が反映されたためであろう。

その中でここでは、近代神崎郡の代表的な特産物である莚叺に関する叙述を取り上げる。まず地域編では「台地の村」の「生活と民俗」の中で「農家の副業　莚と叺の生産」として立項されている。そこでは米作の副産物である稲藁を材料とした農家副業という視点から、藁づくりから縄ない、莚織り、叺縫いと、製品としての高度化の過程が、牛までも視野に入れた家族労働の分業の観点から生き生きとした叙述が展開されている。一方の通史編では「日露戦争と地域社会」の「日露戦争後の社会変化」の中で「莚叺の製造と日露戦争」として立項され、叺に焦点を絞った上で、戦争を契機にした特産品の発展と、その過程での郡（長）の主導・行政ルートによる指導や育成について述べられている。

両書での叙述の分担は、まさに地域住民ならではの生活に密着した視点と、研究者ならではの広域的な視点とが巧みに分担された事例と言えよう。ただし編集面での指摘になるが、通史編の叙述には、先行する地域編の叙述への参照が付されていない。また通史編では莚叺、地域編では叺と、同一産品に対する表記が異なっているために、地域編に付された索引も活用しづらくなっており、第三者が一見しただけでは両書の叙述を共に参照し、有機的に結合することの便宜が図られていない。この場合、同一物の表記が異なったのはそれぞれの叙述の性格上やむを得ない（史料上の表記と日常生活上の表現に依ったため）と考えられるが故に、あとから刊行された通史編の方で地域編に対する適切な参照等を付すべきだったではないかと考える。

（二）地域編の成果の継承について

一般的には中世以前の地域史の解明には、資料的な制約が極めて大きい。しがって地域史像を少しでも豊かにするため

には、景観や考古・地理資料および後世の資料や、地域住民の「記憶」（伝承）をも積極的に活用しながら、地域の歴史像を復元し、提示してゆく必要があると考える。同時にそれらは、文字化されることのなかった事象や、あるいは既に失われてしまった情報を補う可能性を秘めた資料として、限られた文献資料のもつ情報を補い、より豊かな地域史像を提示しうる可能性をも秘めている。また地域に関わる文献資料が分量的に豊かになる近代・現代においても、記録化された「記憶」は、文字化されることのなかった事象に関する記録として、文献資料を補充する意義を有する。

しかしながらもとより専門性の高い考古資料の取り扱いは言うまでもなく、現況景観や「記憶」（伝承）などを資料として用いるに際しては、それが一見わかりやすい素材であるだけに、適切な資料批判が不可欠である。そこに「専門家」が果たすべき役割の一端があると考える。

そのような観点から通史編を見るならば、まず古代・中世の叙述においては、式内社の考証において地域編の成果との連携がよくはかられているものの、村落や荘園に関する叙述においては文字通り「村」に関する考察でありながら、地域編で重点が置かれた耕地や水掛かりの調査成果の援用がほとんど見られない点は残念である。偶然文献史料に恵まれた特定の事項や荘園のみを詳述するのでは、地域史としては不十分ではなかろうか。「大地の歴史」という観点からの歴史の継続性、さらには不幸にして文献資料は残されていなくとも、地域のほぼどこにでも古代史も中世史も存在したことを、地域住民に対してあえて示そうとする意識が、地域史の叙述には必要であると考える。その意味で、通史編の古代・中世史の叙述については、立項の仕方も含めて、さらなる地域編の活用の余地が残されていると考える。

続く近世史の叙述は、全体として村落史に関する総花的な叙述という印象であり、地域編で明細帳が扱われた関係上、同書の引用は多い。その一方で地域の「記憶」としては残りにくいが、地域の支配に関わりの深い、石高制・幕藩体制や藩政など、当該期の全体的・広域的、あるいは制度的な動向についての説明や情報の整理・提示が薄いような印象を受ける。この点は地域編の継承もさることながら、村の「記憶」には残りにくい、あるいは村として細分化されてしまいがちな事柄の全体像を、どのように補うのかといった点が、通史編の役割としてより自覚される必要があったのではないかと考える。

近代史については、前述の通り叙述に際しては意識的に全体的・制度的な動向に対する目配りがなされたこともあって、地域編の成果を直接的に承けた叙述は意外に少ない。一方で「村」に主たる視点を向けた通史編近世の叙述との連携に対する配慮にも乏しい印象があり、特に近世・近代移行期の藩政の動向や身分制社会の特徴といった制度的な動向が読者には把握しづらい。

なお近・現代史においては、地域の「出来事」的な項目も立項されている。しかしながらそれらの中には、「国の行政の影響を強く受け」た「町域が抱えていた独自の問題」（三八二頁）としては、必ずしも「歴史」的な意義を明確にしづらい事項も含まれている印象を受ける。このような事項は、むしろ地域編において生活体験にねざした「記憶」を踏まえた叙述として置いた方が、趣旨からすればより適切だったのではないかとも考える。

現代の叙述には地域編での叙述や、年報に蓄積された聞き取りの成果が各所で活用されて、資料としては残されなかったであろう事柄が補われている点に、町史の取り組みの特長がよくあらわれている。一方で『村の歴史』通史資料編には現代に属する資料があまり掲載されていないため、通史編は資料に基づく再検証が難しい叙述となっている。自治体史には、読者や将来の「地域市民」[6]に対して「記憶」を含めた記録や諸資料を整理・提示するという役割もあると考える。その意味で、現代については、資料編との連携に課題があるように考える。

（三）地域編の成果の批判的継承をめぐって

最後に、地域編の成果の研究者による批判的継承という観点から、通史編における地域区分の取り扱いを取り上げる。

先行して刊行された地域編の特色・成果については、事務局の見解として「山手・台地・川手に分ける新しい地域区分」が提起されたことが特筆すべき成果として掲げられており[7]、同書はその地域区分に基づいて編集されている。

ところがこの新たな地域区分の歴史的な意味は、同書において必ずしも明確に示されている訳ではない。従前の地域住民の地域観は段丘の上と下で二区分するもので、それぞれ上台・下台と呼ばれていたという（地域編序章）。それを地形（景観）的な三区分に再編することは、地域住民であれば特段の説明がなくても感覚的には理解できる事柄なのかもしれない。それだけに従来からの地域観の変更を迫るからには、も

うすこし丁寧な定義づけやその正当性についての説明がなされるべきではなかったかと思う。

それでは通史編の叙述において、地域編の新たな地域区分の成果はどのように継承されているのだろうか。まず考古では神崎郡域を単位として叙述がなされていることもあって、概ね市川流域での位置が地域区分の単位として用いられている。古代の叙述も基本的に郡域を単位としているが、町域の（自然）村についての検討では、山手・台地・川手の三地域区分が引用されている。ただしそこでそれぞれの地域についての言及がある訳ではない。そして中世は所領を単位とした分析・叙述が主体であり、町域の地域区分には特に言及していない。

資料的な制約が多い中世以前にくらべて、近世以降の叙述では町域の地域区分について言及される事例が増える。まず近世においては「土地の様子」（二三五頁）や田野村をめぐる畦草争論（二六二頁）に関する叙述では、史料（通史資料編二八五頁）上の表記に基づいて上台、下台の区分を使用している。このことから地域住民の間で従来から用いられていたこの二区分は、歴史的な地域区分であることが確認できる。またそれ以外の叙述でも、山手と台地がひとくくりの地域として扱われ（二九〇頁）、それが「低地」（二八三頁）と対置されたりしている。あるいは逆に「川手の村」を「ある程度町場化していたと思われる」（三一五頁）という表現で、他の地域と区別した記述もある。

このように近世に関する叙述からはむしろ、従来からの町域を二区分する考え方の方が歴史的には適切であるようにもみえる。なお地味に関する叙述では山手・台地・川手ごとに整理され、それぞれの特色が述べられている（三〇七頁）。これらのことからみて地域編で提起された町域の三区分法は、（自然）地形的な観点からの地域区分ではあるが、歴史（人文）的な観点からは、必ずしも適合的ではなかった可能性も考えられる。なお近代以降の叙述では、行政村に主眼を置いた叙述が基本に据えられており、山手・台地・川手という地域区分には基本的に触れられていない。

以上のように、地域編で提唱された町域の三区分は、通史編では取り扱いに統一性がみられない。のみならず近世の資料にあらわれる上台・下台という地域区分の方が、歴史的に地域を考える場合にはかえって適合的ではないかという可能性が暗示されている。この点は本来、専門的な研究者が通史編において第三者的な視点から資料に基づいて意識的に検討

すべき事柄ではなかったであろうか？

筆者は時代区分と同様に、地域区分についても、依って立つ地域観あるいは歴史観に基づいてその定義と根拠を明確にして用いるべきであると考えている。そのような立場からするならば、地域区分のあり方に関する限り、通史編には地域編の成果に対する批判的な継承という側面がやや希薄との印象が否めない。

三　自治体史をめぐる専門的研究者の役割

二〇一一年三月十一日の東北地方太平洋沖地震をきっかけとした、未曾有の災害あるいは人災に対して、「今直ちに～ではない」や「想定外」といった表現を濫用した科学（技術）およびそれに携わる「専門家」に対する不信の念が広まったと感じている。本来「専門家」は文字通りその道の専門家として、科学的かつ客観的な立場から、市民の疑問に対して信頼感のある回答をなすべき役割を求められている[8]。これは「専門家」としての科学者が市民（社会）に対して負うところの、説明責任という名の責務であると言える。これは人文科学の「専門家」においても同様である。

ところで自治体史編さんに参画する専門的研究者は、地域住民からすれば一般に「他者」としての「専門家」である。そのような前提のもとで、香寺町においては地域住民を地域の記憶とその記録の担い手、研究者を史料解釈に基づく歴史叙述の担い手と位置づけた上で、両者による分担と相互補完によって町史を編さんすることがおこなわれた。また先にみた町史研究会員からの要望からは、地域の様々な記憶や景観・史跡に対する「専門」的な観点からの説明。第三者の視点による、地域住民が気付かない歴史的価値の掘り起こしと評価、そしてそれらの歴史の体系上への位置付けといった点が研究者への期待としてうかがえる。これらが自治体史に関わる「専門家」である研究者に求められた役割であり、地域住民に対する説明責任なのであろう。

あわせて筆者は、地域史に関わる研究者には、修史という高度な経験を「〈文化運動〉としての広がり[9]」として持続・展開させるために、「『もっとわかりたい』という受け手の能動性をどれだけ引き出すか[10]」といった「知」のリーダーあるいはコーディネーターとしての役割も求められていると考える。

香寺町史の場合は、住民自身の手による地域編と、研究者

の手による通史編とで構成され、両者の間での役割分担が計画的・体系的にはかられたが故に、地域住民あるいは地域の歴史文化に対する研究者の責務がより明確となったのである。そのことについて通史編の執筆に関わった研究者達がどこまで自覚的であったのかは、筆者が憶測すべきことではない。しかし香寺町史の大いなる実践を経た今、これからの自治体史をはじめとする地域史編さんに関わるすべての人々、とりわけ地域住民の付託を得て外部から参画する研究者は、地域の歴史文化を住民と共有する「地域市民」の一員として、自己に期待され、果たすべき役割について、これまで以上に深い自覚と責任感の下で地域史の実践への参画を求められることになろうと考えている。

註

（1）大山喬平「ムラの歴史を考える――香寺町史『ムラの歴史・地域編』のこと――」『歴史科学』一八五号、二〇〇六年、大槻守「住民がつくる地域史の試み――『香寺町史　村の記憶』地域編を編集して――」・田中ひとみ「地域史叙述の方法について――『香寺町史　村の記憶』の検討」同一八六号、二〇〇六年、大槻守「地域に根ざした町史編纂」『地域史の現在』第一回地域史惣寄合報告集、二〇一〇年、鈴木良「近代日本の地域支配構造を考える」『地域史と住民・自治体・大学』第二回地域史惣寄合報告集、二〇一二年など。

（2）「香寺町史編集事業について」『ふるさと香寺』創刊号、二〇〇〇年。ただしその内訳の部分では、通史編一巻、地域編二巻、資料編一巻に区分されている。

（3）通史編「町史編集日誌」。

（4）『ふるさと香寺』第六号、二〇〇五年などに合併に際しての事業の取り扱いについて報告されている。

（5）例えば地域編では恒屋氏を実質的に一系として考証を加えているのに対して、通史編では通字に着目して恒屋城主系と赤松氏の在京奉行人系に分かれるとしている。

（6）吉田伸之「地域史をめぐる二・三の論点」『地域史の現在』第一回地域史惣寄合報告集、二〇一〇年で用いられている造語を筆者の解釈により使用。拙稿「自治体史の終焉」『地域史と住民・自治体・大学』第二回地域史惣寄合報告集、二〇一二年参照。

（7）地域編「あとがき」及び「町史刊行報告」『ふるさと香寺』第七号、二〇〇六年三月。

（8）神里達博「社会のリスクに対する向き合い方」「朝日新聞」、二〇一一年十二月二十九日。

（9）森下徹「『文化運動』としての地域史・自治体史――和泉市における――」『地域史の現在』第一回地域史惣寄合報告集、二〇一〇年。

（10）原研弥「未知に気づかせる」「朝日新聞」、二〇一二年二月六日。